

岐阜県議会の活性化改革に関する
調査・検討について

中間答申

平成19年7月3日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年5月8日に議長より議会活性化改革検討委員会に諮問をいただいた、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」については、結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

I 本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議会自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は、議長の諮問機関として、本年5月8日に発足した。

II 本委員会の審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H19. 5. 8 (火)	正副委員長互選、運営方針案検討
2	H19. 5. 11 (金)	検討テーマ項目の決定、担当委員、副担当委員指名
3	H19. 6. 12 (火)	検討項目の論点整理
4	H19. 7. 3 (火)	政務調査費のあり方の検討 中間答申とりまとめ

目 次

○政務調査費のあり方について

- (1) 政務調査費の支弁について 1
- (2) 対象経費の基準について 2
- (3) 領収書添付の義務づけについて 3
- (4) 政務調査費に関する情報公開及び広報について 4

(資 料)

- ・(別紙1) 全都道府県の政務調査費額調 5
- ・(別紙2) 政務調査費使途基準 6
- ・(別紙3) 領収書添付一覧 7
- ・(別紙4) 領収書等添付票 8
- ・(別紙5) 支払証明書 9

政務調査費のあり方について

県議会議員は、県民の負託に応えるために、住民ニーズの多様化と相まって複雑・多岐となっている地方自治体の施策や、地方行政等に関する諸制度、県政及び国政の動向等に対する広範かつ専門的な知識を必要としており、また、これらに対する不断の調査研究活動が要請されている。

政務調査費は、議員の調査研究が円滑に進むよう、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、岐阜県政務調査費の交付に関する条例により「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として」議員に交付されるものである。

しかしながら、政務調査費については、他の地方自治体でのことではあるが、その不適正な使途等が問題となった事例があり、そのあり方に対し全国的に批判が高まっているため、当委員会においてもあらためて岐阜県の政務調査費のあり方について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

(1) 政務調査費の支弁について

政務調査費は、議員の調査研究活動に必要な経費であり、交付月額33万円については、妥当である。

現在、岐阜県議会議員への政務調査費の支給額は、岐阜県政務調査費の交付に関する条例第3条により、月額33万円と規定されているが、その支給額が妥当なものかどうか、全都道府県の支給額と比較検討を行った。

その結果、全国平均額は35万4千円であり、近県においても愛知県50万円、三重県33万円、静岡県45万円となっており、現行金額水準は妥当であると考えるので、政務調査費の支給額については、見直しを要しない。

(全都道府県の政務調査費額等については、別紙1参照)

(2) 対象経費の基準について

議員が、政務調査活動に要した経費であると明確に判断できるものだけで、交付分の収支報告が可能なことから、新たに詳細な使途基準を作成することは必要ないとする。

政務調査費の使途基準については、岐阜県政務調査費の交付に関する規程により定められている（別紙2参照）ものの、その内容は概略的なものであるため、検討項目についての議員アンケートにおいても、詳細な使途基準の作成が必要との意見があった。

そのため、詳細な使途基準の作成について検討を進めたが、政務調査活動には、それ以外の活動が混在するケースが多く、また、政務調査活動の内容が各議員で異なり複雑であることから、その全てを一定の基準で明確に仕分けをすることは困難であるとするとともに、政務調査活動を阻害しかねないとする。

他県においても、使途基準を作成している県も若干あるものの、大半は同様の理由により策定に至っていないのが現状である。

県の政務調査費を交付する趣旨は、「調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものであることから、議員は、政務調査活動に要した経費であると明確に判断できるものだけを収支報告書の対象経費として計上するものとし、新たに詳細な使途基準を作成することは必要ないとする。

(3) 領収書添付の義務づけについて

議会活動の透明性向上を図るうえにおいて、領収書等の写しの添付は必要と考える。

1件3万円以上の領収書等の写しの添付を義務づける。

多くのマスコミ報道があり、県民からも注目されている政務調査費の透明性向上を図るためには、使途及び金額を明確にする領収書等の写しの収支報告書への添付の義務づけは必要と考える。

なお、義務づけについては、法的な拘束を持たせるため岐阜県政務調査費の交付に関する条例を改正することが適当であり、実施方法については次のとおりとする。

①領収書等の写しの添付が必要な領収書の額

- ・収支報告書に1件3万円以上の領収書等の写しを添付する。

②実施方法

- ・岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成13年岐阜県条例第18号）の収支報告書に領収書等の写しの添付の義務づけを加える。
- ・領収書等の写しの添付に関連して収支報告書に添付する書類について、下記の様式を整備する。
 - i 領収書等（写）添付一覧（別紙3）
 - ii 領収書等（写）添付票（別紙4）
 - iii 支払証明書（別紙5）

※ 領収書その他の証拠書類の取得が困難な場合に記載
（例）交通費など、領収書の徴収ができない場合

③実施時期

- ・条例改正上程予定 平成19年9月議会
- ・公布予定 平成19年10月
- ・施行予定 平成19年11月1日
- ・適用 施行日以後取得した領収書

④その他

- ・個人情報保護に配慮し、運用するものとする。

その他、委員からは

- ・領収書添付は、全ての支出に原則として義務づけるべきである。
- ・将来見直しをするべきではないか。

との意見があった。

(4) 政務調査費に関する情報公開及び広報について

政務調査費の透明性向上を図るため、閲覧請求者の範囲を拡大すべきである。
収支報告書等の閲覧請求者を「何人も」に改める。

政務調査費の収支報告書の閲覧を請求できる者は、岐阜県政務調査費の交付に関する条例第11条第2号により、「県内に住所を有する者」または「県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」と規定されているが、政務調査費の透明性向上を図るため、閲覧請求者の範囲を拡大すべきである。

岐阜県情報公開条例においては、情報公開請求（政務調査費の収支報告書等も対象）ができる者は、既に平成17年11月に「県内居住者等」から「何人も」に改められ、閲覧のみ請求者を限定する意味がないこと、また、他県においても26都道府県が「何人も」としていることから、閲覧請求者の県内居住者等の限定を改め、何人も閲覧できるよう、次のとおり条例の規定を改めることが適当である。

なお、広報については、他の事項と統一的に検討すべきと判断したため、別途、「情報公開・議会広報のあり方」において検討を行う。

①実施方法

岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成13年岐阜県条例第18号）の閲覧請求者を「何人も」に改める。

②実施時期

- | | |
|------------|------------|
| ・ 条例改正上程予定 | 平成19年9月議会 |
| ・ 公布予定 | 平成19年10月 |
| ・ 施行予定 | 平成19年11月1日 |